

令和5年第2回教育委員会定例会 会議録

■ 開催日時

令和5年2月27日（月） 14時30分開会
15時57分閉会

■ 開催場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 吉元 鈴代
教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 福富 早央里, 中村 みゆき

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	紺屋 聖一
教育総務課長兼学校整備室長	上村 圭一郎
学校教育課長	山下 信久
社会教育課長	村元 重夫
歴史文化課長	上蘭 浩司
学校給食センター所長	小吉 建治
指宿商業高等学校事務長	出島 雅彦

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の非公開について
- (7) 議事

- ・ 日程第1 報告第1号 令和4年度指宿市一般会計補正予算(第15号)に係る議案(教育委員会所管分)の決定について
- ・ 日程第2 報告第2号 令和5年度指宿市一般会計予算に係る議案(教育委員会所管分)の決定について

- ・日程第3 報告第3号 学校給食費の改定について
 - ・日程第4 議案第1号 指宿市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
 - ・日程第5 議案第2号 指宿市奨学資金奨学生の選考について
 - ・日程第6 議案第3号 指宿市大重・岩崎奨学資金奨学生の選考について
- (8) その他
- (9) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(吉元教育長)

ただいまから、令和5年第2回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(吉元教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回会議録の承認

(吉元教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和5年第1回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(吉元教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、福富委員にお願いいたします。

5 教育長の報告

(吉元教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙、資料を準備してありますのでご覧ください。

1項目目でございます。

1月26日、第5回指宿市立小・中・高等学校校長研修会がございました。今年度最後の研修会となりましたが、年間の締め括りと、今年度の反省を踏まえ、次年度の引継ぎ等を確実にを行うよう指導したところでございます。

2項目目でございます。

1月29日、指宿市伝統文化フェスティバルがございました。市内全体一堂に会して初めての伝統文化フェスティバルで、10団体のグループに参加していただきましたが、約1,000人の市民の方々にご来場していただき、楽しんで盛り上げていただきました。マルシェや文化体験コーナーも、とても人気でございました。

3項目目でございます。

1月31日、第2回指宿市男女共同参画推進会議がございました。

4項目目でございます。

同じく31日、第1回指宿市人権教育啓発事業推進委員会がございました。

5項目目でございます。

2月3日、第5回指宿市立小・中・高等学校教頭研修会がございましたが、校長研修会と同様、指導をしたところでございます。

6項目目でございます。

同じく3日、JAいぶすき感謝状贈呈式がございました。田口田交差点の近くにありますJAの配送センターの壁に、北指宿中学校の美術部の生徒の皆さんに、5年がかりで、指宿特産物の黒牛やそら豆等を描いていただいたことに対しましての感謝状でした。そこを通るたびに、心が和む壁画でございます。

7項目目でございます。

2月4日、鹿児島県PTA活動研究委嘱公開南薩大会がございました。研究発表では、西指宿中学校、指宿商業高等学校のPTAの取組が発表されました。PTA会員だけではなく、地域の方々の協力を得た取組が称賛されたところです。オープニングでは、川尻小学校の児童の皆さんが元気よく伝統芸能を披露し、参加されている方々が、その姿に感動したところでございます。

8項目目でございます。

2月5日、NHKの「にほんごであそぼコンサートin鹿児島」公開収録が2回ございました。県内外からのたくさんの応募の中、抽選で選ばれた観客の皆さんが、ラッキィ池田さんの振り付けで歌や言葉遊びを楽しんで、盛り上がっておりました。

9項目目でございます。

2月13日、14日、校長面談最終申告を行ったところでございます。

10項目目でございます。

2月15日、第2回文化財保存活用地域計画策定協議会が行われました。

11項目目でございます。

2月17日、第70回県下一周市郡対抗駅伝競走大会の指宿地区チーム出発式が行われました。

12項目目でございます。

同じく17日、優良公民館表彰受賞報告で、山川公民館の表敬訪問がございました。これまでの山川公民館活動に対しましての文部科学大臣表彰でございました。館長さんと主事さんに来ていただき、これまでの活動を聞かせていただいたところでございます。

13項目目でございます。

こちら17日になりますが、明るい選挙啓発ポスターコンクール受賞報告の表敬訪問で、山川小学校2年生の馬場穂尚さんが来庁してくれました。全国55,552人の応募の中から選ばれ、都道府県選挙管理委員会連合会会長賞という名誉ある賞を受けたところでございます。

14項目目でございます。

2月18日、第70回県下一周市郡対抗駅伝競走大会の監察車に同行いたしました。私は、旧利永小学校から南さつま市役所まで監察車で同行しましたが、12チームがお互いに助け合い、声援しあいながら、団結力で大会が運営されていることや、走っている選手の姿に感動いたしました。

また、七夕委員をはじめ、黄色いヤッケを着た方々が沿道で声援する姿にも感動したところでございます。

15項目目でございます。

2月22日、指宿市市民協働推進本部会議がございました。

16項目目でございます。

同じく22日、第36回県地区対抗女子駅伝競走大会並びに第70回県下一周市郡対抗駅伝競走大会の指宿地区チーム解団式に出席しました。

以上で、教育長報告を終わらせていただきます。

6 会議の非公開について

(吉元教育長)

次に、本日の会議の非公開についてお諮りいたします。

本日の会議の議事のうち、日程第5、議案第2号及び日程第6、議案第3号については、奨学生の選考に関する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱います。

7 議事

(吉元教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1、報告第1号、令和4年度指宿市一般会計補正予算(第15号)に係る議案(教育委員会所管分)の決定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第1、報告第1号、令和4年度指宿市一般会計補正予算(第15号)に係る議案(教育委員会所管分)の決定について、ご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、令和4年度指宿市一般会計補正予算(第15号)に係る議案(教育委員会所管分)を別冊のとおり決定いたしましたので、同条第2項の規定により教育委員会に報告するものであります。

別冊資料でご説明いたしますので、別冊1の2ページをご覧ください。

令和4年度指宿市一般会計補正予算(第15号)は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8億8,324万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ275億8,315万5千円とするものであります。

16ページをご覧ください。

中ほどになりますが、款9教育費は1億7,669万2千円を減額し、歳出の総額を31億9,291万円にするものであります。

今回の補正は、令和4年度の事業費の確定による不用額の整理等が主なものでございますが、そのうち増額した事業につきまして、ご説明申し上げます。

歳入からご説明いたしますので、19ページをご覧ください。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金、説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち所管分が855万円で、小学校、中学校及び指宿商業高等学校の新型コロナウイルス感染症の換気対応に係る消耗品費等に充当する財源であります。

20ページをご覧ください。

目7教育費国庫補助金、節1小学校費補助金495万円の補正、節2中学校費補助金、説明欄の学校保健特別対策事業費補助金247万5千円の補正及び節6高等学校費補助金112万5千円の補正は、小学校、中学校及び指宿商業高等学校の新型コロナウイルス感染症の換気対応に係る消耗品費等に充当する財源でございます。

次に、歳出についてご説明いたしますので、36ページをご覧ください。

今回の補正の概要について、所管課毎にお示ししてあります。

教育総務課の小学校管理総務費79万1千円、小学校振興総務費266万1千円及び中学校振興総務費32万1千円の補正は、令和5年度に指宿小学校、柳田小学校、今和泉小学校、池田小学校、山川小学校及び北指宿中学校に設置予定の特別支援学級に必要な備品及び消耗品の購入費であります。

学校整備室の小学校管理総務費902万8千円の補正は、指宿小学校及び魚見小学校の保健室空調機器取替並びに丹波小学校のエレベーター修繕に係る修繕料と、令和5年度に設置予定の特別支援学級等に、空調機器や畳等を設置するための委託料であります。

次の、中学校管理総務費364万2千円の補正は、令和5年度に設置予定の特別支援学級の黒板等を取り替えるための修繕料、空調機器等を設置するための委託料であります。

学校教育課の学校保健体育管理費、小学校費990万円の補正、1つ飛びまして、学校保健体育管理費、中学校費495万円の補正、1つ飛びまして、指宿商業高等学校の学校管理費225万円の補正は、新型コロナウイルス感染者等発生対応に係る消耗品、新型コロナウイルス感染症の換気対応に係る消耗品及び備品の購入費であります。

学校教育課に戻りまして、中学校部活動支援事業費5万円の補正は、中学校部活動等出場旅費

に係る補助金を増額するものであります。

社会教育課の図書館管理運営費54万1千円の補正は、電気料金の高騰に伴い指定管理料を増額するものであります。

なお、ただいま申し上げました教育委員会所管分の補正につきましては、右端に予算書の掲載ページを記載しております。

9ページをご覧ください。

繰越明許費について、ご説明いたします。

款9教育費、項2小学校費から項6社会教育費までの各事業について、年度内に事業が完了しない見込みのため、繰越明許費を追加して設定するものであります。

以上で、説明を終わります。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対して、ご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第1、報告第1号は終了いたします。

(吉元教育長)

次に、日程第2、報告第2号、令和5年度指宿市一般会計予算に係る議案（教育委員会所管分）の決定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第2、報告第2号、令和5年度指宿市一般会計予算に係る議案（教育委員会所管分）の決定について、ご説明を申し上げます。

資料の3ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、令和5年度指宿市一般会計予算に係る議案（教育委員会所管分）を別冊のとおり決定いたしましたので、同条第2項の規定により教育委員会に報告するものであります。

別冊資料でご説明いたしますので、別冊2の2ページをご覧ください。

令和5年度指宿市一般会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ259億6,200万円と定めるものであります。前年度比が99.1%で2億3,200万円の減額となっております。

14ページをご覧ください。

歳出予算の款9教育費は25億8,605万7千円を計上いたしました。前年度比が78.3%で7億1,695万1千円の減額であります。

それでは、歳入から主なものをご説明いたしますので、16ページをご覧ください。

款13分担金及び負担金，項2負担金，目4教育費負担金193万2千円は，節1小学校費負担金から次のページの節3高等学校費負担金までの，日本スポーツ振興センター保護者負担金であります。

18ページをご覧ください。

款14使用料及び手数料，項1使用料，目7教育使用料7,304万9千円のうち教育委員会所管分は，節1教育総務使用料から節6社会教育使用料までで，主なものは，節4高等学校使用料6,183万1千円の指宿商業高等学校の授業料や入学科，節6社会教育使用料765万8千円の考古博物館や市民会館の使用料であります。

22ページをご覧ください。

款15国庫支出金，項2国庫補助金，目7教育費国庫補助金7,464万3千円の主なものは，節1小学校費補助金及び節2中学校費補助金の特別支援教育就学奨励費，学校施設環境改善交付金，節3社会教育費補助金の遺跡確認調査費，文化芸術振興費補助金であります。

25ページをご覧ください。

款16県支出金，項2県補助金，目8教育費県補助金163万6千円の主なものは，節2社会教育費補助金の遺跡確認調査費，かごしま地域塾推進事業に係る補助金であります。

27ページをご覧ください。

款17財産収入，項1財産運用収入，目1財産貸付収入，節1土地建物等貸付収入879万1千円のうち教育委員会所管分は，説明欄上から2行目の校長住宅等貸付料258万4千円で，教職員住宅の家賃であります。

29ページをご覧ください。

項2財産売払収入，目2物品売払収入，節2不用品売払収入10万円は，旧指宿市民会館の不用となった備品の売払収入であります。

款18寄附金，項1寄附金，目2指定寄附金，次のページの節2企業版ふるさと納税1,050万円のうち，教育委員会所管分は50万円で，第二期指宿市まち・ひと・しごと創生総合戦略事業に掲げる施策「芸術あふれる！文化でいぶ好き」に対する企業版ふるさと納税であります。

款19繰入金，項2基金繰入金，目2新小田奨学資金基金繰入金59万9千円は，新小田奨学資金奨学生10人分の奨学金に充てるための繰入金であります。

31ページをご覧ください。

目6スポーツ・文化振興基金繰入金153万3千円のうち，教育委員会所管分は16万5千円で，文化に関する各種大会に出場する個人・団体への補助金等に充てるための繰入金であります。

目8図書購入基金繰入金70万円は，小中学校，指宿商業高等学校及び市立図書館の図書館資料購入費に充てるための繰入金であります。

目9今村光雄奨学資金基金繰入金107万9千円は，今村光雄奨学資金奨学生10人分の奨学金に充てるための繰入金であります。

33ページをご覧ください。

款21諸収入，項3雑入，目1雑入，節4販売等収入のうち教育委員会所管分は，説明欄1行目の市誌等売払5万4千円のうち2万円，その2行下の博物館の販売品売上手数料，その2行下のミュージアムグッズ売払収入，次のページの11行目，市民会館のチケット販売収入の計444万円であります。

節5その他雑入のうち教育委員会所管分は、説明欄上から9行目の市民講座個人負担金、その2行下の日本海事科学振興財団助成金、次のページの上から11行目の地域創造助成金、次のページの下から5行目、市民会館のチケット販売手数料が主なものであります。

37ページをご覧ください。

款22市債、項1市債、目8教育債、節1小学校債1億3,980万円は、指宿小学校及び柳田小学校のトイレ改修工事に係る市債であります。

節2中学校債1億1,660万円は、山川中学校4号棟校舎非構造部材耐震化等工事に係る市債であります。

節3社会教育債7,550万円は、時遊館COCOはしむれ外壁改修工事及び今和泉校区公民館浄化槽設置工事設計業務委託に係る市債であります。

38ページをご覧ください。

節4保健体育債1億7,990万円のうち、教育委員会所管分は2,200万円で、山川学校給食センター調理室等給湯配管改修工事に係る市債であります。

以上が、教育委員会所管の歳入のうち主なものでございます。

次に、歳出の主なものについて、ご説明いたしますので、40ページをご覧ください。

款9教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費218万6千円の主なものは、教育委員の委員報酬であります。

目2事務局費2億5,215万9千円の主なものは、教育長、教育部長、教育総務課職員、学校整備室職員、学校教育課職員の給与、学校図書館事務職員、学校事務補助員等の報酬及び教職員住宅の管理費などあります。

41ページをご覧ください。

目3教育振興費1億1,177万5千円の主なものは、中学校における望ましい学校づくりに向けた取組を進めるための中学校区会議開催に係る経費、小・中・高等学校における英語教育の充実を図るための外国語指導助手招致事業や外国語活動支援員配置事業、小学5年生から中学1年生の小中一貫教育中期における交流活動や、中学校教員による乗り入れ授業を行う小中一貫教育推進事業、千歳市との青少年交流事業に係る経費であります。

43ページをご覧ください。

項2小学校費、目1学校管理費3億526万6千円の主なものは、各小学校の管理に要する経費、学校のICT運用のための支援業務委託料、指宿小学校及び柳田小学校のトイレ改修工事費、閉校した学校から小学校理科室に空調機器を移設するため委託料などあります。

目2教育振興費2,343万9千円の主なものは、各小学校の消耗品、教材備品及び図書の購入費やパソコン借上料などあります。

目3学校教育振興費3,872万6千円の主なものは、学校医等の報酬、学力検査及び教職員・児童に係る各種健康診断等の委託料、要・準要保護児童就学援助費、特別支援教育就学奨励費などあります。

44ページをご覧ください。

項3中学校費、目1学校管理費2億4,488万1千円の主なものは、各中学校の管理に要する経費、校務用パソコン借上料、山川中学校4号棟校舎非構造部材等改修工事費、開聞中学校放送設備更新業務委託料、閉校した学校から中学校理科室に空調機器を移設するための委託料などで

あります。

目2 教育振興費1,524万5千円の主なものは、各中学校の消耗品、教材備品及び図書の購入費やパソコン借上料などであります。

45ページをご覧ください。

目3 学校教育振興費3,437万4千円の主なものは、学校医等の報酬、学力検査及び教職員・生徒に係る各種健康診断等の委託料、要・準要保護生徒就学援助費、特別支援教育就学奨励費などであります。

項4 高等学校費、目1 学校管理費4億5,358万9千円の主なものは、職員人件費や指宿商業高等学校の学校運営に係る経費、施設の維持・管理に係る経費であります。

47ページをご覧ください。

目2 教育振興費2,955万7千円の主なものは、指宿商業高等学校の教材備品や図書の購入費、パソコン借上料、令和6年度情報マネジメント科新入生用タブレット端末の購入費、指宿商業高等学校活性化補助金などであります。

項5 社会教育費、目1 社会教育総務費1億1,908万7千円の主なものは、職員人件費などであります。

48ページをご覧ください。

目2 公民館費3,998万6千円の主なものは、中央公民館及び校区公民館主事の報酬・手当等の人件費のほか、今和泉校区公民館浄化槽設置工事設計業務委託料や、各公民館の管理運営に係る経費であります。

49ページをご覧ください。

目3 図書館費6,824万6千円の主なものは、市立図書館の指定管理料のほか、管理運営に係る経費であります。

目5 青少年育成費264万4千円の主なものは、青少年対策のための青少年問題協議会や青少年育成センターに係る経費、青少年健全育成のための地域青少年体験事業補助金や青少年育成推進員の配置等に係る経費であります。

50ページをご覧ください。

目6 文化財保護費2,635万6千円の主なものは、遺跡確認調査の現場作業員及び遺跡報告書作成の室内整理作業員の報酬のほか、国指定史跡指宿橋牟礼川遺跡公園の管理業務委託料、発掘調査に伴う掘削業務委託料、文化財保存活用地域計画作成調査業務委託料などであります。

51ページをご覧ください。

目7 社会教育施設費1億7,198万3千円の主なものは、時遊館COCCOはしむれ、指宿市民会館、山川文化ホールの管理運営に係る経費、指宿市伝統文化フェスティバル、時遊館COCCOはしむれの企画展、指宿市民会館の自主文化事業等、各種イベントの実施に係る経費のほか、時遊館COCCOはしむれの外壁改修工事費などであります。

52ページをご覧ください。

目8 社会教育振興費810万7千円の主なものは、生涯学習フェスティバルの開催、社会教育団体の活動支援、学校応援団及び地域学校協働活動の推進に係る経費であります。

54ページをご覧ください。

目3 学校給食センター費2億9,981万4千円の主なものは、職員人件費、学校給食センターの

管理運営に係る経費，学校給食センターの調理機器取替に係る経費，学校給食費等補助金及び学校給食センターの調理配送等に係る経費のほか，山川学校給食センター調理室等給湯配管改修工事費であります。

以上が，教育委員会所管の歳出のうち主なものであります。

なお，報告第2号参考資料，令和5年度指宿市一般会計予算主要事業説明書に，各課等の主な事業の事業概要及び負担金・補助金の一覧表をお示ししてありますので，併せてご参照いただきますようお願いいたします。

以上で，説明を終わります。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対して，ご質疑・ご意見等ございませんか。

(別府委員)

この主要事業説明書の中で，特筆するものや，新しいものについてだけでも教えていただけませんか。

(上村室長)

3ページをご覧ください。

学校整備室です。主要事業説明で1番目に掲げておりますが，中学校における望ましい学校づくりに向けた取組ということで，令和5年度は中学校区会議を開催していきたいと考えております。それから，学校管理費で小学校，中学校それぞれ，トイレ環境の整備を図ってきたいと考えております。

また，閉校した学校に設置してある空調機器を小学校，中学校の理科室に移設したいということで，予算を計上しているところです。

(山下課長)

4ページをご覧ください。

学校教育課です。教育振興費の学校教育管理費，校務支援システム使用料ということで，昨年度の3月時点で，スズキ校務というものを入っております。全小中学校，健康観察簿から通知表，指導要録等，こちらを利用しているところです。

現在，See-Smileという校務支援ソフトを指宿商業高等学校に導入しており，まずは部活動等で勤務時間が多い中学校の方に，See-Smileシステムを導入するというのが新しい事業になります。

(上園課長)

15ページをご覧ください。

歴史文化課です。社会教育施設費の中に，指宿市民会館及び山川文化ホールの管理運営事業とあります。文化公演など，自主文化事業の実施を行うこととしております。今の予定としましては，6月に鹿児島交響楽団の指宿市特別公演を予定しております。鹿児島交響楽団が，なかなか

地方で公演をすることが少ないということで、我々も指宿に鹿児島交響楽団に来ていただけないか打診をしたところ、快く引き受けていただけたところです。

あと、12月に宝くじ文化公演というのがあり、こちらは歌手の方を呼んだ公演になっております。これについても取り組む予定でございますので、これを目玉に歴史文化課の新しい予算を作っているところです。

(出島事務長)

20ページをご覧ください。

指宿商業高等学校です。教育振興費の2つ目、タブレット端末機器一式整備事業ですが、令和6年度に、情報マネジメント科に新入学生が入るということで、今回計上させていただきました。昨年度、今年度と主に補正予算での対応でしたけれども、今回、新年度予算に計上させていただいたところでございます。

(小吉所長)

17ページをご覧ください。

学校給食センターです。平成27年度から調理・配送等委託事業費として、1億1,000万円ほど予算計上しておりますが、現契約が令和3年8月1日から令和6年7月31日までということで、昨年と同額の1億969万2千円。これはセンターの全体の中でも、大幅なウエイトを占めている経費でございます。

あとは指宿、山川それぞれ、調理機器等の老朽化に伴う取替え等は毎年のことですので、割愛をさせていただいて、18ページをご覧ください。

補助金につきましては、前年に比べて小中学校ともに200円の増額をすることから、新年度の予算は4,142万8千円と増額になっております。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(中村委員)

4ページの外国語指導助手、ALTの先生について、現在4名いらっしゃるのではないかと思いますのですが、ALTという名称の方が、2名ということになるのでしょうか。

(山下課長)

文部科学省のJETプログラムのほうから招致しているのが、ソフィアさんとシーパさんの2名になります。

あと、県の配置事業で英語専科指導(SET)加配というのがあり、こちらは日本人で、期限付講師という別の形となります。現在は丹波小学校に在籍し、4つの学校を一週間で回っております。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第2，報告第2号は終了いたします。

(吉元教育長)

次に、日程第3，報告第3号，学校給食費の改定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第3，報告第3号，学校給食費の改定について，ご説明を申し上げます。

資料の4ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第21条第1項第13号の規定に基づき，次のとおり学校給食費を改定することについて，教育長が専決処理したので，同条第3項の規定により教育委員会に報告するものであります。

学校給食費につきましては，指宿市学校給食センター条例施行規則第4条第6項第1号及び指宿市学校給食センター管理運営要綱第3条の規定により，指宿市学校給食センター運営委員会に諮って審議し，指宿市教育委員会が決定するとされておりますが，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第21条第1項第13号の規定により，学校給食センター管理運営業務に関することは，教育長の専決事項とされていることから，同条第3項の規定により報告するものであります。

改定の内容につきましては，令和5年4月分からの学校給食費を小中学校ともに400円値上げし，小学校の給食費月額4,000円を4,400円に，中学校の給食費月額4,600円を5,000円に改定するものであります。

改定の理由につきましては，学校給食費は，児童生徒1人1回当たりの摂取栄養量を確保することを前提に算出することとされており，その基準値は，小学校の低学年が530Kcal，中学年が650Kcal，高学年が780Kcal，中学生が830Kcalで，成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため，栄養バランスのとれた献立作りが求められているところであります。

このような中で，学校給食センターでは，学校における食育の推進を図る観点から，地場産物の活用や，郷土食，行事食など工夫した献立を実施しながら，魅力ある充実した給食の提供に努めておりますが，原油価格の高騰，円安等の影響により，食品等の記録的な値上げが行われ，現行の給食費では，適正な給食の提供が困難と見込まれることから，給食費の値上げを実施するものであります。

ただし，子育て支援の一環として，現在給食費の一部補助を実施しておりますが，来年度は月額1,100円を200円増額し，1,300円にする予定であり，それに伴って令和5年度の保護者負担額は，小学校の月額2,900円が3,100円に，中学校の月額3,500円が3,700円になる予定であります。

先ほどの学校給食費等補助金の月額200円増額は、令和5年度のみ実施されるもので、令和6年度につきましては、今年度と同じ月額1,100円になる予定でございます。

なお、別添資料として、月額400円値上げの根拠を示してございますので、ご覧ください。

中ほどの表中で、食材料等の値上げの予測値を算出してございます。一番右の欄が価格上昇率となっており、合計が9.3%でございます。そのため、学校給食費の10%の値上げ、月額400円の値上げとしたものでございます。

以上で、説明を終わります。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対して、ご質疑・ご意見等ございませんか。

(福富委員)

今、ご説明があったように1,300円の増額は令和5年度のみで、令和6年度は1,100円に戻るといっていますが、保護者負担は400円プラスになるということですか。

(小吉所長)

資料5ページの真ん中の表、下のほうをご覧ください。

今年度の保護者負担は、1,100円の補助金が出て小学校2,900円に対し、令和5年度は200円の増額がされるということで3,100円となります。中学校は3,500円に対して、令和5年度は200円の増額で3,700円となります。

令和6年度は、また現行の1,100円に戻ることから、小学校の保護者負担は3,100円に200円を足した3,300円、中学校の保護者負担は3,700円に200円を足した3,900円となります。

この理由につきましては、令和5年度の学校給食費が、小中学校ともに月額400円値上げする予定であり、保護者負担額を段階的に引き上げたいと考えております。このことから、令和5年度の学校給食費等補助金は、現行の月額1,100円から200円を増額し、保護者には200円の負担金増額をさせていただきます。結果、令和6年度は今年度と比べて、400円の増額になるという段階的配慮をとらせていただく予定でございます。

(福富委員)

今回、記録的な値上がりが行われたということですが、この値上がり具合が収まって、値下がりしてきたときには、給食費も下がるのでしょうか。

(小吉所長)

基礎資料の中段の表によって、上昇率というものを出していますのでご覧ください。

国が示す物価指数等も一つの参考になると思うのですが、現在の上昇率に、更には3学期から1学期にかけて値上がりする品物等の上昇率を加味して、約10%ということで、小中学校ともに400円の値上げを予定しているところです。資材を仕入れる業者からの通知などによると、今後も、しばらくは値上げが続くであろうという見解です。

給食費に関しては、野菜のような作況によって価格が不安定なものを除いて、価格が下がるといことは予期しておらず、仮に価格が下がったとしても、給食費の減額、値上げに対しての値下げというものは考えておりません。指宿市の学校給食費の単価は、県内19市の中でも下から2番目か3番目に位置するところです。資材の調達に関しても、栄養教諭の方々が、いろいろ工夫を凝らしながら給食を作っているという側面も一部ございまして、値下げというのは考えておりません。

(福富委員)

指宿市は、令和元年度から補助金を出していただいている、100円ずつ市の補助金も上がってきていますが、もう1,300円が出せる上限ということなのではないでしょうか。もっとたくさん補助金を課すべきところだと思うのですが。

(紺屋部長)

今回の補助金につきましては、教育委員会で決定するというものではございません。予算でございますので、厳しい財源の中で、200円を増額していただいたということでございます。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第3、報告第3号は終了いたします。

(吉元教育長)

次に、日程第4、議案第1号、指宿市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第4、議案第1号、指宿市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、提案のご説明を申し上げます。

資料の6ページをご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、教育に関する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行ったので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第2号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

別冊の議案第1号資料2の5ページをご覧ください。

外部評価委員会設置の根拠法令である、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条を抜粋してございます。第26条第1項では、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと規定されております。

この規定に基づき、本年度は2つの事業の点検及び評価を行っております。

評価方法につきましては、事務事業に対して担当課長が自己評価したものについて、5名の外部評価委員から意見、提言等をいただいておりますので、これに基づき、最終的に教育委員会で今後の事務の展開を判断していただき、その結果を踏まえ、翌年度以降の事務事業に反映していくものであります。

点検及び評価を行った事業につきましては、担当課長が説明いたします。

(上村室長)

それでは、学校整備室の評価対象事業について、ご説明申し上げます。

資料の7ページの事務事業の点検・評価の内容及び結果と併せまして、議案第1号資料1、事務事業評価シートと、議案第1号資料2、外部評価委員の意見・提言で説明させていただきます。

資料1の1ページをご覧ください。

学校整備室の評価対象事業の事務事業名は、学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価であります。

この事務事業は、令和元年度から令和3年度までに、学校施設環境改善交付金を活用し実施した5つの工事について、評価を行うものであります。

表の中ほどにあります、1、事務事業の実施の項目をご覧ください。

まず、目的です。目的は、傷みの激しい小学校の体育館について、大規模改修を実施し、体育館の屋上や床、非構造部材の改修をすることで、老朽化対策を図るとともに、防災機能強化を実施する。老朽化が進んだ中学校のトイレについて、大規模改造事業を実施し、洋式トイレの設置や男女別の間仕切りの設置など、トイレを使用する生徒の教育環境の向上を図る。小学校の統合により、新たな小学校として使用することが決定している校舎の建物の内部及び外部を改修し、統合に向けて児童の教育環境の向上を図るとしております。

次に、手段です。手段は、統合校舎改修、体育館大規模改造、体育館非構造部材耐震化及びトイレ改修であります。

次に、活動指標です。基本的な活動指標は、児童や生徒、教職員等が安全で快適に学べる教育環境を整備するとしており、各工事の内容及び予算額については、お示しのとおりであります。

次に、成果指標です。5つの工事の成果としましては、令和3年4月の山川小学校の開校にあわせて、老朽化した校舎の内部及び外部を改修することができ、児童の教育環境の向上を図ることができました。

小学校体育館の大規模改修により、児童や教員等が安全で快適に学べる教育環境を確保することができ、災害時に避難所となる体育館の外壁、照明等の非構造部材の耐震化が図られました。これにより、市内の全小中学校体育館の非構造部材の耐震化が完了しました。

トイレの洋式化、スロープ設置によるバリアフリー化等により、生徒や教員等が安全で快適に学べる環境を確保し、洋式化率の向上が図られました。

なお、トイレの洋式化率につきましては、平成30年度末で26.8%であったものが、令和3年度末では31.6%となりました。

次に、今後の活動展開及び波及効果です。

全小中学校において体育館の非構造部材の耐震化が完了したことから、今後は老朽化した校舎の改修やバリアフリー化、特別教室への空調機器の設置などを計画的に進めていく。また、トイレの洋式化率が低い学校を優先して計画的に改修を進め、洋式化率の向上を図る。これらにより、児童や生徒、教員等が安全で快適に学べる教育環境づくりを進めるとしております。

事業費の推移については、令和元年度から令和3年度まで、お示しのと通りの決算額となっております。

次のページをご覧ください。

2、事務事業の評価の項目です。

まず、(1)の妥当性につきましては、妥当で、義務的要素は、全部としております。

次に、(2)の効率性につきましては、効率的で、コスト削減余地は、削減の余地はないとしております。

次に、(3)の有効性につきましては、有効で、成果指標値の達成状況は、達成としております。

判断の理由・根拠につきましては、それぞれ項目ごとにお示しのとおりであります。

次に、3、事務事業の改革・改善の方向性の項目です。

まず、一次評価ですが、一次評価は担当課長の評価であります。

①の今後の改革・改善の方向性は、現状のまま継続とし、その右の今後の方針は、拡大としました。

②にその理由を記載しておりますが、学校施設については、建築経過年数を50年以上経過した校舎がある学校の割合が、全14校中の64%に上っており、ほとんどの学校施設で老朽化が進んでいることから、部分的な補修を行いながら、長寿命化の改修を進めていく必要がある。また、時代のニーズに応じたトイレの洋式化、空調設備の設置、施設のバリアフリー化等、喫緊の課題となっている施設整備も進めていく必要があるとしました。

③の改革・改善の内容は、指宿市学校施設長寿命化計画を基にした施設整備年次計画を定め、財政面も考慮しながら、児童生徒等が安全で快適に学べる教育環境の整備を行う。国県の交付金を最大限活用し、有効かつ効率的な施設整備を行うとしました。

ここで、資料2の1ページをご覧ください。

この1次評価に基づき、外部評価委員会を開催しましたところ、①多目的トイレの設置について、②改修工事計画について、③効率的な整備について、④施設のバリアフリー化について、次のページの⑤施設の老朽化対策等についての5つのご意見をいただき、対応策について回答したところであります。

議案の7ページをご覧ください。

外部評価委員からのご意見を受け、その結果、2の観点別評価の妥当性、効率性、有効性の全てを妥当としております。

3の評価の結果としましては、学校施設については、児童生徒がより安全で快適に学べる施設整備を行うとともに、法に則したバリアフリー化を進めていく必要がある。今後も各学校からの

要望や状況, 社会的ニーズを考慮しながら, 学校施設環境改善交付金及び有利な地方債を活用し, 教育環境の整備を行うこととすとしております。

また, 翌年度の事業計画としましては, 学校施設環境改善交付金を活用し, トイレの洋式化に併せた多目的トイレの設置や, 校舎の非構造部材耐震化を実施するとともに, 施設のバリアフリー化を実施するための予算要求を行うとしております。

以上で, 学校整備室の事務事業の点検・評価について説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(村元課長)

それでは, 社会教育課の評価対象事業について, ご説明申し上げます。

資料7ページの事務事業の点検・評価の内容及び結果と併せまして, 議案第1号資料1, 事務事業評価シートと, 議案第1号資料2, 外部評価委員の意見・提言で説明させていただきます。資料1の3ページをご覧ください。

社会教育課の評価対象事業の事務事業名は, 地域学校協働活動推進事業であります。

この事務事業は, 平成30年度から現在まで, 社会教育課に地域学校協働活動推進員1名, 各小中学校区に地域コーディネーター1名, 小学校区9, 中学校区5の計14名を配置して実施しており, これまでの取組や経過を踏まえ, 評価を行うものであります。

表の中ほどにあります, 1, 事務事業の実施の項目をご覧ください。

まず, 目的です。目的は, 各小中学校区における地域住民, 学校職員及び児童生徒を対象とし, 各校区において, 幅広い地域住民等の参画を得て, 地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに, 地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働することで, 学校を核とした地域づくりを目指すとしております。

次に, 手段です。地域学校協働活動推進員と各校区への地域コーディネーターの配置, 市の方針等を決定する, 地域と学校の連携協働推進本部会議, 以下本部会議と申し上げます, の開催, 各校区での学校応援団協議会開催, 各校区の関係者が情報共有を図るための地域学校協働活動推進連絡会, 以下連絡会と申し上げます, の開催, 各校区における地域学校協働活動や地域コーディネーターに対する地域学校協働活動推進員からの助言・活動支援であります。

次に, 活動指標です。1点目の活動指標は, 地域学校協働活動推進員を配置し, 本部会議や連絡会の開催, 各校区における地域学校協働活動や地域コーディネーターへ助言・活動支援を行うこと。

2点目の活動指標は, 各校区へ地域コーディネーターを配置し, 各校区で年2回学校応援団協議会開催, 地域ボランティアと学校とを繋いで学校応援団活動や放課後子ども教室などの地域学校協働活動を実施することです。

次に, 成果指標です。各校区では地域コーディネーターが地域ボランティアと学校との調整を行い, 授業支援, 環境整備, 登下校の安全指導などの学校応援団活動, 放課後子ども教室を実施しました。令和元年度の学校応援団活動は延べ1,277件, 放課後子ども教室は3教室, ボランティア参加者数は延べ3,163人, 令和2年度の学校応援団活動は延べ1,430件, 放課後子ども教室は5教室, ボランティア参加者数は延べ3,258人, 令和3年度の学校応援団活動は延べ1,497件, 放課後子ども教室は5教室, ボランティア参加者数は延べ3,716人という実績であります。

次に、今後の活動展開及び波及効果です。地域学校協働活動の認知度を上げながら、参加する地域ボランティアの人数及び活動件数の増加を図ることで、ボランティアの生きがいをづくり、学校の業務改善や学力向上、教員の業務負担軽減等につなげるとともに、学校も地域課題の解決に向けて地域と協働する、学校を核とした地域づくり、地域活性化を目指すとしております。

事業費の推移については、令和元年度から令和3年度まで、お示しの決算額となっております。次のページをご覧ください。

2、事務事業の評価の項目です。

まず、(1)の妥当性につきましては、妥当で、義務的要素は、一部としております。

次に、(2)の効率性につきましては、概ね効率的で、コスト削減余地は、削減の余地はないとしております。

次に、(3)の有効性につきましては、概ね有効で、成果指標値の達成状況は、ほぼ達成としております。

判断の理由・根拠につきましては、それぞれ項目ごとにお示しのとおりであります。

次に、3、事務事業の改革・改善の方向性の項目です。

まず、一次評価ですが、一次評価は担当課長の評価であります。

①の今後の改革・改善の方向性は、現状のまま継続とし、その右の今後の方針は、拡大としました。

②にその理由を記載しておりますが、放課後子ども教室は市内9小学校の全てで実施することを目指しており、未実施の4校において各学校応援団協議会での協議が進められている。その鍵となるのが学習ボランティア及び見守りボランティアの確保であり、今後も引き続き地域の理解を得ながらボランティアの拡充を進めていく必要がある。また、学校と地域が双方向に連携・協働していくためには、学校側に地域学校協働活動への理解を引き続き求めていく必要があるためとしました。

③の改革・改善の内容は、指宿・魚見・山川・川尻の4小学校区における放課後子ども教室実施、市内の全小中学校における管理職以外の教諭・職員を対象とした地域学校協働活動研修会の実施としました。

ここで、資料2の3ページをご覧ください。

この1次評価に基づき、外部評価委員会を開催しましたところ、①地域学校協働活動推進事業について、平易な文言を用いた説明文の追加、②支援や活動の参加が市教育委員会からの押し売りのような状況になってはいないか、③ボランティアの高齢化等について、次のページの④地域学校協働活動の目標について、⑤地域学校協働活動推進事業の周知についての5つのご意見をいただき、対応策について回答したところであります。

議案の7ページをご覧ください。

外部評価委員からのご意見を受け、その結果、2の観点別評価の妥当性、効率性は妥当、有効性は見直し必要としております。

3の評価の結果としましては、事業の目的や方向性については、妥当であると認められるが、事業の理解度に校区によって温度差がある状況であり、地域住民や保護者、学校職員等への更なる周知と理解促進及び関係者相互の連携強化が求められる。今後、市全体として一体的な推進を

図るため、校区間での情報共有や各校区内での議論・研修の場の充実を図っていく必要があるとしております。

また、翌年度の事業計画としましては、市広報紙に毎月記事を掲載し、活動の目的や意義について市民への周知と理解促進を図る。各団体、老人クラブ、女性連、PTA、子ども会などの会合に出向き、説明及びボランティア協力要請を行う。学校応援団協議会、推進連絡会等で意見交換・情報共有の機会を拡充するとしております。

以上で、社会教育課の事務事業の点検・評価について説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対して、ご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕職務代理者)

7ページの②地域学校協働活動推進事業で、事業への理解度に校区によって温度差があると思いますが、この校区によっての温度差というのを、もう少し詳しく説明していただけないでしょうか。

(村元課長)

校区名は申し上げますが、特に中学校区で熱心な所と、そうではない所の格差が大きいのが事実です。地域学校協働活動の中身を理解をすることもですが、実際に行動に移すとなりますと、やはり何をしたいのか、なかなか分からないというところがあるのも現実です。

小学校区は、大分地ならしができてきて、放課後子ども教室については、先ほど5教室と申し上げましたけれども、令和4年度に更に2教室増えまして、現在は7教室になっております。あと2校区ありますが、こちらについても、令和5年度中には放課後子ども教室ないし学校支援活動、そういったものを更に盛り上げていこうとしています。

このように、今のところ中学校区の中で非常に活発な所と、そうではない所との温度差があるという意味でございます。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第4、議案第1号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第4、議案第1号は、提案のとおり可決することといたします。

議 事 (非公開)

日程第5 議案第2号 「指宿市奨学資金奨学生の選考について」・・・・・・・・・・原案同意

日程第6 議案第3号 「指宿市大重・岩崎奨学資金奨学生の選考について」・・・・・・・・原案同意

(吉元教育長)

以上で、本日、予定されていましたが議案等については、全て終了いたしました。

8 その他

(吉元教育長)

これより、その他に入ります。

何かございませんか。

(なしの声)

9 閉会の宣告

(吉元教育長)

以上で、令和5年第2回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。